

平成 31 年 2 月 20 日

第 1 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成31年2月20日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副町長	秋山 俊次
教育長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課課長補佐	海田 康弘
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議会事務局長（中野 弘之）

お早うございます。

私は、事務局長の中野でございます。

よろしく申し上げます。

さて、本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で年長の志村忠昭議員をご紹介致します。

志村議員、議長席の方へお願い致します。

臨時議長（志村 忠昭）

お早うございます。

ただ今、ご紹介を頂きました志村でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせて頂きましますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶がありますので、よろしくお願い致します。

はい、丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

みなさん、お早うございます。

もう立春も過ぎてから暦の上では春に向かっているということでもありますけども、まだ寒い日もあると思いますし、今、インフルエンザが随分流行しておりますので、お身体をご自愛されてご活躍を頂きたいと願っているところであります。今日は、先日執り行われました町議会議員選挙のあとの初議会であります。まだ、新人の議員さんにおかれましても色々と戸惑いも多いかと思えます。また、分からないところがありましたら、私どもの方に皆さん一緒にでもいいし、また、単独でも結構ですので、色々なことをお聞きに来て頂けたら誠心誠意お答えをして参ります。また、私ども執行部と議員の皆様方との関係ってというのは、私どもが提出した議案、議員の皆様から提出される議案もありますけども、総じて私どもから提出させて頂いた議案に対して慎重審議をして頂く。その間には色々と忌憚のないご意見も頂き、また、議論を交わしながらいい方向に向けて、そして議決をして頂く。それが議員の皆様方のお仕事でありますので、その皆様方から議決をして頂いた議案に関しまして、私ども行政の方でそれを執行していく。そのことが町民の幸せの向上、また、住民サービスの向上を行っていくということになります。そのことが町の発展に繋がっていくと確信しております。どうか議員の皆様方のこれからのご活躍を心から期待をして開会に際してのご挨拶とさせて頂きます。

皆さん本当におめでとうございます。また、これからもよろしくお願い致します。

臨時議長（志村 忠昭）

はい、有難うございました。

ここでお諮りを致します。

この度の選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得られ、初対面の方もおいでかと思しますので、ここで簡単に自己紹介をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（志村 忠昭）

ご異議なしということですので、ただ今より、門議員より、議員席側から見て右方向に、順次お願いを致します。

それでは、門議員お願い致します。

（門議員より順次、自己紹介）

臨時議長（志村 忠昭）

続いて、執行部の方にもお願いを致します。最初に町長よりお願い致します。

（丸尾町長より順次、自己紹介）

臨時議長（志村 忠昭）

どうも有難うございました。

以上で、自己紹介を終わります。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成31年第1回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、平成31年第1回多度津町議会臨時会を開会致します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付の通りでございます。

日程第1．仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、着席の議席と致します。

日程第2．議長の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法と致しましょうか。

（「投票をお願いします」と呼ぶ者あり）

臨時議長（志村 忠昭）

選挙は投票で行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

臨時議長（志村 忠昭）

ただ今の出席議員は、14名であります。

次に、立会人の指名を致します。

多度津町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に兼若幸一議員、金井浩三議員の2名を指名致します。

投票用紙の配布を致します。

(投票用紙の配布)

臨時議長(志村 忠昭)

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

なお、同じ姓の議員がおられますので、姓だけでなく、氏名を完全にお書き頂きますよう特にご注意をお願い致します。

議会における選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第68条の2第4項の同一姓の候補者に対する投票について按分する規定が準用されず、同法第68条第1項第8号に該当し、無効票となりますので、同姓の場合は必ず名字と名前を記載して下さい。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(志村 忠昭)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検致します。

(投票箱の点検)

臨時議長(志村 忠昭)

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願い致します。確認致します。投票用紙の記載は皆さん終わりましたか。記載して下さい。

(「はい」と呼ぶ者あり)

臨時議長(志村 忠昭)

再度申し上げます。同一姓の議員については姓名を書いていないと無効票になります。

終わったようですので、点呼により順次、投票を行います。

(臨時議長の点呼により、順次投票)

臨時議長(志村 忠昭)

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(志村 忠昭)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の兼若幸一君、金井浩三君、開票の立会をお願い致します。

(開 票)

臨時議長 (志村 忠昭)

もう帰って下さい。どうも有難うございました。

それでは、選挙の結果を報告致します。

投票総数は 14 票であります。その内、有効投票は 11 票です。無効投票は 3 票。法定得票数は、2.75 票です。

得票数を発表致します。尾崎忠義君 1 票、村井 勉君 10 票、以上で、よって、村井 勉議員が議長に選出されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

臨時議長 (志村 忠昭)

ただ今、議長に当選されました村井 勉議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際であります。議長のご挨拶をお受けたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

(村井 勉議員、議長当選の挨拶)

臨時議長 (志村 忠昭)

有難うございました。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了致しました。

ご協力有難うございました。

ここで、暫時休憩を致します。

9 時 4 5 分再開ということでお願いをしたらと思います。よろしくお願致します。

休 憩 午前 9 時 31 分 (休憩の間に議席の変更と追加日程の配布)

再 開 午前 9 時 45 分

議長 (村井 勉)

休憩前に引き続き再開致します。

日程第 3. 議席の指定を行います。

議席は、多度津町議会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただ今着席のとおり指定致します。

日程第 4. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第 125 条の規定により、2 番 門 秀俊君、14 番 志村忠昭君を指名致します。

日程第 5. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第 1 回臨時会の会期は本日、1 日間と致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、1 日間と決定致します。

日程第 6. 副議長の選挙を行います。

お諮り致します。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法と致しましょうか。

議員 (尾崎 忠義)

投票をお願いします。

議長 (村井 勉)

選挙は投票で行います。

ここで、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議長 (村井 勉)

ただ今の出席議員は、14 名であります。

次に、立会人を指名致します。

多度津町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に兼若幸一議員、金井浩三議員の 2 名を指名致します。

投票用紙を配布致します。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

なお、同じ姓の議員がおられますので、姓だけでなく、氏名を完全にお書き頂きますよう特にご注意申し上げます。

再度申し上げます。議会における選挙は、地方自治法第 118 条の規定により公職選挙法第 68 条の 2 第 4 項の同一姓の候補者に対する投票について按分する規定が準用されず、同法第 68 条第 1 項第 8 号に該当し、無効票となりますので、必ず名字と名前で記載して下さい。

(投票用紙の配付)

議長 (村井 勉)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検致します。

(投票箱の点検)

議長 (村井 勉)

異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願い致します。

(議長の点呼により、順次投票)

議長 (村井 勉)

投票漏れは、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了致します。

開票を行います。

立会人の兼若幸一議員、金井浩三議員、開票の立会をお願い致します。

(開 票)

議長 (村井 勉)

選挙の結果を報告致します。

投票総数 14 票、その内、無効投票 3 票あります。有効投票 11 票。法定得票数は、**2.75 票**です。

尾崎忠義君 1 票、古川幸義君 10 票、以上でございます。

よって、古川幸義議員が、副議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

議長 (村井 勉)

ただ今、副議長に当選された古川幸義議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、副議長の当選人である旨の告知を致します。

なお、この際であります。副議長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

(古川幸義議員、副議長当選の挨拶)

議長 (村井 勉)

有難うございました。

それでは続きまして日程第 7. 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りを致します。

常任委員会委員の選任につきましては、多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、総務教育常任委員会委員に、志村忠昭君、隅岡美子君、小川 保君、松岡 忠君、中野一郎君、門 秀俊君、私、村井 勉の7名を、建設産業民生常任委員会委員に、尾崎忠義君、渡邊美喜子君、古川幸義君、村井保夫君、金井浩三君、兼若幸一君、天野里美君の7名をそれぞれ指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議ないものと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただ今指名しました諸君をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決定致します。

日程第8. 特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

まず、新庁舎建設特別委員会の設置及び委員の選任についてであります。

平成29年に新庁舎建て替えの案が町長から示され、現在厳しい財政状況の中ではありますが、庁舎の建設に向けて計画が進捗しています。最小の予算で効率的に新庁舎建設を行い、将来の町民にも誇れる庁舎とするため、また、駅周辺の活性化に資するための調査・研究を行うため、多度津町議会委員会条例第5条の規定により、7名の委員をもって構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も調査・活動することが出来るものとし、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することと致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

異議なしと認めます。

よって、7名の委員をもって構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、閉会中も調査・活動することが出来るものとし、また、議会が調査の終了を議決するまで継続して調査することに決定致します。

引き続き、ただ今設置されました新庁舎建設特別委員会の委員の選任を行います。新庁舎建設特別委員会委員の選任につきましても多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、渡邊美喜子君、古川幸義君、小川 保君、村井保夫君、松岡 忠君、兼若幸一君、私、村井 勉の7名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議ないものと認めます。

よって、新庁舎建設特別委員会委員の選任につきましては、ただ今指名しました7名の諸君を選任することに決定致します。

日程第9. 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮り致します。

議会運営委員会委員の選任につきましても、多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定により、渡邊美喜子君、隅岡美子君、古川幸義君、村井保夫君、金井浩三君、松岡 忠君の6名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただ今指名しました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定致します。

ここでお諮り致します。

先に選任されました常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の各委員には、多度津町議会委員会条例第7条により、委員長及び副委員長の互選の必要がありますので、これより暫時休憩をして、その間に順次、委員会の開催をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

各委員会は、4階委員会室において開催致します。

ただ今より、暫時休憩致します。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時35分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き再開致します。

休憩中の各委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告申し上げます。

総務教育常任委員会委員長には、隅岡美子君、副委員長には、松岡 忠君。

建設産業民生常任委員会委員長には、渡邊美喜子君、副委員長には、尾崎忠義君。

新庁舎建設特別委員会委員長には、渡邊美喜子君、副委員長には、古川幸義君。

議会運営委員会委員委員長には、古川幸義君、副委員長には、隅岡美子君。

以上のとおり、決定されました。

日程第10. 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

中讃広域行政事務組合同規約第5条の規定により、選挙で選ばれる組合議会議員は、議長、副議長を除く1名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選に

したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。中讃広域行政事務組合議会議員に松岡 忠君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました松岡 忠君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました松岡 忠君が中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選された松岡 忠議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、中讃広域行政事務組合議会議員の当選人である旨の告知を致します。

日程第 11. 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、選挙で選ばれる連合議会議員は 1 名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に古川幸義君を指名します。

お諮りします。

古川幸義君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今の選挙の結果は、古川幸義君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただ今、当選された古川幸義議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第33条第2項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人である旨の告知を致します。

日程第12. 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

香川県広域水道企業団規約第5条の規定により、選挙で選ばれる企業団議会議員は1名であります。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定致しました。

香川県広域水道企業団議会議員に隅岡美子君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました隅岡美子君を香川県広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました隅岡美子君が香川県広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただ今、当選された隅岡美子議員が議場におられます。

多度津町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、香川県広域水道企業団議会議員の当選人である旨の告知を致します。

ここでお諮り致します。

町長から、議案第 1 号、多度津町監査委員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程第 13 として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号、多度津町監査委員の選任についてを日程に追加し、日程第 13 として議題とすることに決定します。

議案第 1 号を配布しますので、少しお待ち下さい。

(議案第 1 号の配布)

議長(村井 勉)

日程第 13. 議案第 1 号、多度津町監査委員の選任についてを議題と致します。

地方自治法第 117 条の規定により、渡邊美喜子議員の退席を求めます。

(渡邊議員、退席)

議長(村井 勉)

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

議案第 1 号、多度津町監査委員の選任について、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町監査委員で議員より選任する委員に渡邊美喜子議員を選任致したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

渡邊氏は多度津町大字奥白方 1335 番地 3 にお住まいで、昭和 25 年 3 月 20 日生まれの 68 歳でございます。同氏は、平成 15 年 2 月に多度津町議会に当選されて以来 5 期目でありまして、その間、議会運営委員会委員長等の要職を努められ、また、行財政運営につきましても経験豊富な方でございます。人格は高潔で多度津町監査委員として最適任と考えるので、よろしくご同意のほどお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号についてを採決致します。

本件は、原案の通り同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案通り同意することに、決定致します。

渡邊美喜子議員の除斥を解きます。

（渡邊議員、着席）

議長（村井 勉）

渡邊議員に申し上げます。

ただ今、監査委員の選任については、同意することに決定しましたので、お知らせ致します。

ここで、監査委員のご挨拶を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

（渡邊議員、監査委員就任の挨拶）

議長（村井 勉）

ここでお諮りを致します。

先ほど決定をしました各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

これにつきましては、多度津町議会会議規則第 22 条の規定により、これを日程に追加し、日程第 14 として議題に致したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第 14 として、議題とすることに決定致します。

申出書を配布しますので、少しお待ち下さい。

(閉会中の継続調査の申出書の配布)

議長(村井 勉)

日程第 14. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

お諮りを致します。

ただ今、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定致します。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

これをもって平成 31 年第 1 回多度津町議会臨時会を閉会と致します。

長時間にわたり、ご協力有難うございました。

閉会 午前 10 時 51 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

平成 31 年 2 月 20 日  
第 1 回多度津町議会臨時会

臨時議長

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記